

週二回(火、金)定期発行
必票に記し号外発行

公報

才八号

一九六二年
一月二十六日

目次	ページ
規 則	
○郵政事業に勤務する職員 の年末首算忙手当支給規則 (規則第八号)	1
○郵政事業に勤務する非常勤 職員、の年末首算忙手当支給 規則(規則第九号)	2
○郵政事業に勤務する職員の 特殊勤務手当支給規則(規 則第十号)	2
告 示	
○登録検査すべき飼料の種類 と飼料の公定規格について (告示第十三号)	3
○官憲経備法第十四条による 戸籍の認定について(告示 第十四号)	5
○政庁道の供用開始について (告示第十五号)	8
○無職従事者資格に關する について(告示第十六号)	8
計画局事項	

○煙草消費税法第三条第二項 の規定による煙草納税済証 印押捺省略の承認について (主税庁告示第八号)	9
経済局事項	
○計量法第百十四条の規定に 基く、計量器定期検査の日 時、場所及び区域の定め について	9
辭 令	
○琉球上訴裁判所辭令	9
公 告	
○肥料登録の有効期間更新 ・農薬の登録 ・登記公告(官憲法務支局、 宜野座登記所)	10 10
正 誤	
○一九六一年十一月十五日付 公報第百号登載の「郵便貯 金規則の一部を改正する規 則(規則第百五十一号)」 中、誤植訂正	11
○一九六一年十二月二十六日	11

付公報第百三十三号登載の「海 難審判委員会事務章程」 (海難審判委員会規則第一 号)「中、誤植訂正	11
○一九六二年一月十二日付公 報第百四号登載の「漁業調整 規則の一部を改正する規則 (規則第一号)」中、脱 落、誤植訂正	12
規 則	
規則第八号 郵政事業に勤務する職員の給与等に 關する特例法(一九六一年立法第百五 十号)第四条の規定に基づき、郵政事業 に勤務する職員の年末首算忙手当支給 規則を次のように定める。 一九六二年一月二十六日 行政主官 大田 政作 郵政事業に勤務する職員の年末 首算忙手当支給規則 第一条 この規則は、郵政事業に勤務 する職員の給与等に関する特例法 (一九六一年立法第百五十号) 第四条 の規定に基づき、年末首算忙手当の 支給額及び支給される職員の範囲並 びに支給方法を定めることを目的と する。 第二条 年末首算忙手当は、郵政官署 (現業局)において次の各号の一に 該当する者を除き、十二月三十一日 (その日が日曜日にあたるときはそ の前日。以下同じ。)に在職する職 員に支給する。 一 休職又は停職されている者 二 もつぱら職員団体の業務に従事 するため休暇が与えられている者 三 十二月十日から同月三十一日ま で、引き続き休暇が与えられてい る者、一級職の給与に關する立法 第九条の規定に基づき正規の勤務 時間中に勤務しないことについて 承認が与えられた者及び引き続き 欠勤している者。 第三条 年末首算忙手当の額は、十二 月三十一日現在において職員が受け るべき給料月額に百分の二十五を乗 じて得た額とする。 第四条 年末首算忙手当を受ける職員 で正規の勤務時間中に勤務しないと きは、その勤務しない時間一時間に ついて、その者の手当の月額に十二 を乗じ、その額を行政府職員の勤務 時間及び勤務時間の割振りに關する 規則(一九五五年規則第十九号) 第 一条の規定による定められるその者 の一週間の勤務時間の数に五十二を 乗じたもので除した額をその者に支 給すべき手当の額から控除する。 2 年末首算忙手当の支払日は、翌月 の二日から十五日までとする。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行 し、十二月十日から適用する。 2 第四条第二項の規定にかかわらず 一九六二會計年度に限りこの規則施	

行後一週間以内に年末首繁忙手当を支給する。

3 行政職員特殊勤務手当支給規則（一九五七年規則第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を削る。

第六条の二を削る。

第九条中「及び年末首繁忙手当」を削る。

規則第九号

郵政事業に勤務する職員の給与等に関する特例法（一九六一年立法第百五号）第四条の規定に基づき、郵政事業に勤務する非常勤職員の年末首繁忙手当支給規則を次のように定める。

一九六二年一月二十六日

行政主席 大田 政作

郵政事業に勤務する非常勤職員の年末首繁忙手当支給規則

第一条 この規則は、郵政事業に勤務する職員の給与等に関する特例法（一九六一年立法第百五号）第四条の規定に基づき、郵政官署（現業局）に勤務する非常勤職員の年末首繁忙手当の支給額及び支給される職員の範囲並びに支給の方法を定めることを目的とする。

第二条 非常勤職員の年末首繁忙手当は、十二月三十一日に在職する職員で同日において引き続き九十日以上勤務（十月三日以前に採用された者で一般職の職員について定められている勤務時間以上勤務した日が一月

につき平均二十二日以上勤務した者）している者に対して支給する。

2 前項に規定する年末首繁忙手当の額はそれぞれの支給日現在において、職員の受けるべき給料月額に百分の二十五を乗じて得た額とする。

3 十二月十日から同月三十一日まで

の間において正規の勤務時間中に勤務しないときはその勤務一時間についてその者の手当の月額に十二を乗じその者の一週間の勤務時間（四十四時間とする）の数に五十二を乗じたもので除した額をその者に支給すべき手当の額から控除する。

第三条 年末首繁忙手当の支払日は翌月の二日から十五日までとする。

附 則

1 この規則は公布の日から施行し、一九六一年十二月十日から適用する。

2 第三条の規定にかかわらず一九六二会計年度に限りこの規則施行後一週間以内に年末首繁忙手当を支給する。

規則第十号

郵政事業に勤務する職員の給与等に関する特例法（一九六一年立法第百五号）第四条の規定に基づき、郵政事業に勤務する職員の特殊勤務手当支給規則を次のように定める。

一九六二年一月二十六日

行政主席 大田 政作

郵政事業に勤務する職員の特殊

勤務手当支給規則

第一条 この規則は、郵政事業に勤務する職員の給与等に関する特例法（一九六一年立法第百五号）第四条の規定に基づき、特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及びその額並びに手当の支給方法を定めることを目的とする。

第二条 特殊勤務手当は、次のように区分する。

- 一 交代制勤務手当
- 二 危険作業手当

第三条 交代制勤務手当は、交代制で勤務する次の各号に掲げる職員に、それぞれの号に記載する額を支給する。

支給される職員の範囲	支給額
一 電信電話機を操作する業務及びこれらに附随する業務に従事する職員	給料月額の百分の五
二 中央郵便局において郵便物の引受、区分、送等の現業業務に従事する職員	給料月額の百分の五
三 守衛の業務に従事する職員	給料月額の百分の五

第四条 危険作業手当は、次号に掲げる職員に、その号に記載する額を支給する。

支給される職員の範囲	支給額	備考
一 送信機高圧回路の調整及び修理作業に従事する職員	月額二ドル五十セント	一月の作業の時間数が四時間以上二十八時間未満のときは、上記手当額の額の満のときは支給しない。

第五条 交代制勤務手当を受ける職員で正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない時間一時間について、その者の手当の月額に十二を乗じ、その額を行政職員職員の勤務時間及び勤務時間の割振りに関する規則（一九五五年規則第十九号）第

第六条 特殊勤務手当は、月の一日から末日までの期間について、その月額の全額を支給する。

- 2 特殊勤務手当の支払日は翌月の一日から十五日までとする。
- 3 特殊勤務手当の請求様式は、給与支払名簿の様式を準用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、一九六一年十二月一日から適用する。
- 2 第六条第二項の規定にかかわらず、一九六一年十二月の特殊勤務手当は、この規則施行後一週間以内に支払うものとする。
- 3 行政職員特殊勤務手当支給規則（一九五七年規則第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中第三号を次のように改める。

三	削	削	除
---	---	---	---

告 示

告示第十三号

飼料の品質改善に関する法律（一九六〇年立法第九十一号）第四條の規定に基づき、飼料の種類と公定規格について定め、次のとおり公表する。

一九六二年一月二十六日
行政主 大田 政作

養鶏飼料の種類と公定規格

飼料の種類	公 定 規 格	
	保証成分量の最小量 (%)	保証成分量の最大量 (%)
幼雛育成用配合飼料。幼雛（ふ化後1ヶ月以内の鶏をいう。）の育成用に供するふすま、米ぬか、米ぬか油かす、麦ぬか、ひき割り又は粉砕とうもろこし、乾燥でん粉かす、大豆油かす、やし油かす、あまに油かす、魚粉及び酵母の一種以上を混入した飼料。	19.0 3.0	6.5 9.0
中雛育成用配合飼料。中雛（ふ化後2ヶ月から3ヶ月までの鶏をいう。）の育成用に供するふすま、米ぬか、米ぬか油かす、麦ぬか、ひき割り又は粉砕とうもろこし、乾燥でん粉かす、大豆油かす、やし油かす、あまに油かす、魚粉及び酵母の一種以上を混入した飼料。		

豆油かす、やし油かす、あまに油かす、魚粉及び酵母の一種以上を混入した飼料。	17.0	3.0	7.0	10.0
---------------------------------------	------	-----	-----	------

大雛育成用配合飼料。大雛（ふ化後4ヶ月から5ヶ月までの鶏をいう。）の育成用に供するふすま、米ぬか、米ぬか油かす、麦ぬか、ひき割り又は粉砕とうもろこし、乾燥でん粉かす、大豆油かす、やし油かす、あまに油かす、魚粉及び酵母の一種以上を混入した飼料。	14.0	3.0	7.5	10.0
---	------	-----	-----	------

成鶏飼育用配合飼料。成鶏（ふ化後6ヶ月以上の鶏をいう。）の飼育用に供するふすま、米ぬか、米ぬか油かす、麦ぬか、ひき割り又は粉砕とうもろこし、乾燥でん粉かす、大豆油かす、やし油かす、あまに油かす、魚粉及び酵母の一種を混入した飼料。	16.0	2.5	7.5	11.0
--	------	-----	-----	------

は乳後期子牛育成用配合飼料。は乳期の後期にある子牛の育成用に供するふすま、米ぬか、米ぬか油かす、麦ぬか、ひき割り又は粉砕とうもろこし、乾燥でん粉かす、大豆油かす、やし油かす、あまに油かす、魚粉及び酵母の一種以上を混入した飼料。	21.0	2.0	6.0	8.0
---	------	-----	-----	-----

幼雛育成用配合飼料。幼雛（生後4ヶ月から6ヶ月までの牛をいう。）の育成用に供するふすま、米ぬか、米ぬか油かす、麦ぬか、ひき割り又は粉砕とうもろこし、乾燥でん粉かす、大豆油かす、やし油かす、あまに油かす、魚粉及び酵母の一種以上を混入した飼料。	16.0	2.0	7.5	9.0
--	------	-----	-----	-----

大猪育成用配合飼料。大猪(生後7ヶ月から18ヶ月までの牛をいう。)の育成用に供するふすま、米ぬか、米ぬか油かす、麦ぬか、ひき割り又は粉砕とうもろこし、乾燥でん粉かす、大豆油かす、やし油かす、あまに油かす、魚粉及び酵母の一種以上を混入した飼料。	15.0	2.0	6.0	9.0
乳牛飼育用配合飼料。乳牛の飼育用に供するふすま、米ぬか、米ぬか油かす、麦ぬか、ひき割り又は粉砕とうもろこし、乾燥でん粉かす、大豆かす、やし油かす、あまに油かす、魚粉及び酵母の一種以上を混入した飼料。	14.0	2.0	10.5	10.0
乳期子豚育成用配合飼料。乳期にある仔豚の育成用に供するふすま、米ぬか、米ぬか油かす、麦ぬか、ひき割り又は粉砕とうもろこし、乾燥でん粉かす、大豆油かす、やし油かす、魚粉及び酵母の一種以上を混入した飼料。	21.0	2.5	5.0	8.0
幼豚育成用配合飼料。幼豚(生後3ヶ月から4ヶ月までの豚をいう。)の育成用に供するふすま、米ぬか、米ぬか油かす、麦ぬか、ひき割り又は粉砕とうもろこし、乾燥でん粉かす、大豆油かす、やし油かす、あまに油かす、魚粉及び酵母の一種以上を混入した飼料。	16.0	2.5	7.0	9.0
若豚育成用配合飼料。若豚(生後5ヶ月から10ヶ月までの豚をいう。)の育成用に供する、ふすま、米ぬか、米ぬか油かす、麦ぬか、ひき割り又は粉砕とうもろこし、乾燥でん粉かす、大豆油かす、やし油かす、あまに油かす、魚粉及び酵母の一種以上を混入した飼料。				

豆油かす、やし油かす、あまに油かす、魚粉及び酵母の一種以上を混入した飼料。	14.0	2.0	8.5	9.0
成種豚飼育用配合飼料。成種豚(生後11ヶ月以上の種豚をいう。)の飼育用に供するふすま、米ぬか、米ぬか油かす、麦ぬか、ひき割り又は粉砕とうもろこし、乾燥でん粉かす、大豆油かす、やし油かす、あまに油かす、魚粉及び酵母の一種以上を混入した飼料。	15.0	2.5	8.5	9.0
糖蜜吸着飼料。ふすま、米ぬか、米ぬか油かす、麦ぬか、乾燥でん粉かす、大豆油かす粉末、やし油かす粉末、あまに油かす粉末、魚かす粉末、干魚粉末、乾燥酵母、又はこれらの二種以上を混合し、若しくはこれらの一種以上を混入したものに糖蜜を吸着させた飼料。 (糖蜜の含有量は、25パーセント以上50パーセント以下であること。)	6.0		9.0	11.0
動物性蛋白質混合飼料。魚かす粉末、干魚粉末及び魚荒かす粉末の二種以上を混合し、又はこれらの一種以上を干魚粉末、魚粉及び肉粉の一種以上を混入した飼料。	45.0		1.0	25.0
植物性蛋白質混合飼料。大豆油かす粉末、やし油かす粉末及びあまに油かす粉末の二種以上を混合し、又はこれらの一種以上を精製油かす粉末、麻実油かす粉末、えごま油かす粉末、落花生油かす粉末及びごま油かす粉末の一種以上に混入した飼料。	30.0		8.0	8.0

肉質フィッシュエーナル吸着飼料。ふすま、米ぬか、麦ぬかその他のぬか類、大豆油かす粉末、その他植物性油かす粉末若しくは乾燥でん粉かす粉末その他の農産物の加工かす粉末又はこれらの二種以上を混合したもの、魚類の内質を主原料とするフィッシュエーナルを吸着させた飼料。					32.0	7.0 (最大量)	6.0	10.0
内臓質フィッシュエーナル吸着飼料。ふすま、米ぬか、麦ぬかその他のぬか類、大豆油かす粉末、その他植物性油かす粉末若しくは乾燥でん粉かす粉末その他の農産物の加工かす粉末又はこれらの二種以上を混合したもの、魚類（いか及びたこを含む）の内臓を主原料とするフィッシュエーナルを吸着させた飼料。					32.0	10.0 (最大量)	6.0	10.0
ふすま					13.0			6.5
大豆油かす					40.0		6.0	5.0
魚かす粉末					53.0		1.0	18.0
干魚粉末					50.0		1.0	20.0
魚荒かす					31.0			30.0
乾燥酵母					40.0		5.0	9.0

注 前表に掲げる粗蛋白質、粗脂肪、粗繊維及び粗灰分の成分量の定量方法は、次に掲げるとおりとする。

一 粗蛋白質の定量の方法

供試品につきケルダール法により窒素全量を定量とし、これに六・二五を乗じて得たものを粗蛋白質の成分量とする。

二 粗脂肪の定量の方法

供試品につきソックスレット脂肪抽出装置を用いて浸出し、その浸出した物を定量して粗脂肪の成分量とする。

三 粗繊維の定量の方法

供試品を一・二五パーセントの硫酸液及び苛性ソーダ液並びにアルコール

(今帰仁村)

戸籍の表示

本 籍	氏 名	認定年月日	備考
今帰仁村字兼次二四番地の一	諸喜田 源 松	昭和36年12月28日	遺漏者
字湧川	四二一 玉 城 マツ	年 月 日	感仁・マツエの分
字天底	五四九 玉 城 勘 徳	年 月 日	
字天底	一、四九三 阿波根 昌 吉	年 月 日	除 籍
字勢理客	五七 松 田 安 正	年 月 日	
字上運天	四四四 上 間 富 雄	年 月 日	遺漏者
字仲宗根	二二二 平 安 名 常 才	年 月 日	澄の分

(伊平屋村)

ル及びエーテルで順次処理し、残存した物を定量して粗繊維の成分量とする。

四 粗灰分の定量の方法

供試品を灼熱して燃焼させ、灰となつて残存した物を定量して粗灰分の成分量とする。

この規程は、一九六二年三月一日から施行する。

告示第十四号

戸籍整備法第十四条により左記のとおり戸籍を認定したから同条第二項により告示する。

一九六二年一月二十六日

行政主席 大田 政作

1962年1月26日

(金曜日)

公

報

才8号 (6)

本	籍	氏	名	認定年月日	備考
沖繩県島尻郡 伊平屋村字田名一、五六〇番地					
〃	〃	一、五六〇番地	東恩納 五郎	昭和36年12月22日	
(美里村)					
中頭郡 美里村字知花					
〃	字比屋根	七一二番地	島袋 次部	昭和36年12月28日	
〃	字古謝	二二三番地	東恩納 寛喜	〃 年〃月〃日	除籍
〃	字古謝	一五四番地	知念 樽	〃 年〃月〃日	除籍
〃	字高原	六六番番	島袋 重吉	〃 年〃月〃日	
〃	字高原	九九番地	島袋 清次郎	〃 年〃月〃日	
(具志川村)					
中頭郡 具志川村字具志川一五八番地					
〃	〃	三三八番地	安慶名 政治	〃 年〃月〃日	
〃	字田場三、五九八番地	瑞慶寛 長照	〃 年〃月〃日		
〃	字天願	八八九番地	真栄城 玄徳	〃 年〃月〃日	
〃	〃	二、六、〇番地	仲西 智満	〃 年〃月〃日	
〃	字榮寄比	七五〇番地	安里 マリ子	〃 年〃月〃日	
〃	字州崎	二六八番地	大嶺 自儀	〃 年〃月〃日	
〃	〃	五四六番地	金城 カメ	〃 年〃月〃日	
〃	〃	五五四番地	金城 善治	〃 年〃月〃日	
〃	字安慶名	八番地	島袋 蒲	〃 年〃月〃日	
〃	〃	一、一八二番地	仲村 榮	〃 年〃月〃日	
〃	〃	一、八二五番地	具志カナ	〃 年〃月〃日	

本	籍	氏	名	認定年月日	備考
〃 〃 二、〇六四番地	瑞慶寛	蒲戸	〃 年〃月〃日		
〃 字塩屋	一七番地	東恩納 依昭	〃 年〃月〃日		
〃 〃 三六九番地	東恩納 依友	〃 年〃月〃日			
〃 字大田	二二五番地	玉栄 正直	〃 年〃月〃日		
〃 〃 三〇〇番地	仲宗根 カズ	〃 年〃月〃日			
〃 〃 三〇九番地	大城 武信	〃 年〃月〃日			
〃 〃 三八九番地	大野 亀十代	〃 年〃月〃日			
〃 〃 三九九番地	仲村 友造	〃 年〃月〃日			
〃 〃 八九七番地	高江洲 カマド	〃 年〃月〃日			
〃 〃 九三五番地	新崎 盛仁	〃 年〃月〃日			
〃 〃 七二四番地	亀山 朝誠	〃 年〃月〃日			
〃 〃 七二四番地	亀山 朝芳	〃 年〃月〃日			
〃 〃 一、二二六番地	東恩納 依仁	〃 年〃月〃日			
〃 〃 六八五番地	山城 真助	〃 年〃月〃日			
〃 〃 八二二番地	宮里 樽吉	〃 年〃月〃日			
〃 〃 四三四番地	島袋 松	〃 年〃月〃日			
(コザ市)					
中頭郡 コザ市字白川	五六七番地	安里 嗣盛	昭和36年12月29日		
〃 〃 字胡屋一、五一〇番地	比嘉 加真	〃 年〃月〃日			
〃 〃 字久田 三八二番地	我謝 孟仁	〃 年〃月〃日			
〃 〃 字上地一、七二九番地	照屋 実山	〃 年〃月〃日			
〃 〃 字安慶田 三九八番地	屋宜 盛善	〃 年〃月〃日			
〃 〃 字上地一、七二九番地	照屋 実松	〃 年〃月〃日			

公報 才8号

014010

(西原村)			
本	籍	氏名	認定年月日
中頭郡 西原村字幸地	九六番地	与那嶺 仁和	昭和36年12月22日追加申告
字土原	九七番地	喜納 龜千代	年 月 日 除 籍
字小那覇	八三番地	新川 樽	年 月 日
字小那覇	二二三番地	玉那覇 幸雄	年 月 日
字我謝	六三三番地	小橋川 深	年 月 日 追加申告
字我謝	六三三番地	小橋川 龜	年 月 日
字我謝	六三一番地	城間 蒲	年 月 日
字小那覇	九三八番地	崎浜 三郎	年 月 日
字小橋川	七三番地	大城 真一	年 月 日
字幸地	二二三番地	与那嶺 仁和	年 月 日
字池田	七六番地	大城 盛清	年 月 日 除 籍
字幸地	一七六番地	外間 正栄	年 月 日 追加申告
字小那覇	一一六番地	新里 龜	年 月 日
字池田	四三五番地	島袋 松	年 月 日 除 籍
(豊見城村)			
豊見城郡 豊見城村字我那覇	六五番地	金城 新助	昭和36年12月21日
字金良	二番地	宮城 神牛	年 月 日
字真玉橋	六四番地	赤嶺 徳次郎	年 月 日
字与根	四九番地	金城 喜蔵	年 月 日
字高安	一四四番地	瀬長 徳心	年 月 日
字高安	四七五番地	外間 喜平	年 月 日
(糸満町)			
本	籍	氏名	認定年月日
島尻郡糸満町	八七番地	金城 亀	昭和36年12月19日除 籍
二二八番地	上原 龜	年 月 日	
二四六番地	大城 栄吉	年 月 日	
三四〇番地の一	渡久地 春子	年 月 日	
五四三番地	金城 龜	年 月 日	
(旧)六〇八番地	渡久地 政福	年 月 日	除 籍
一〇一八番地	玉城 保次郎	年 月 日	子の分
二二四番地	上原 徳	年 月 日	
一、二五六番地の四	阿波根 庸明	年 月 日	
(旧)二、一二〇番地	上原 正次	年 月 日	除 籍
四七八番地	大城 龜	年 月 日	
六二二番地	上原 亀次郎	年 月 日	
(知念村)			
島尻郡 知念村字安座真一、二一六番地	屋比久 太四郎	昭和36年12月21日	
一五七番地	屋比久 勇	年 月 日	
(与那原村)			
島尻郡 与那原町字与那原二六一番地	照屋 与亀	昭和36年12月26日	

告示第十五号

道路法（一九五二年立法第四十号）
第十六条の二の規定に基づき政府道の供
用を次のとおり開始する。
一九六二年一月二十六日

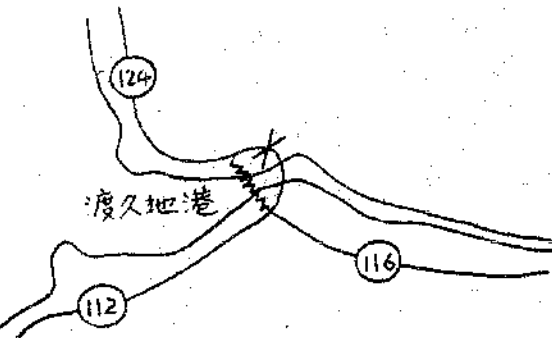
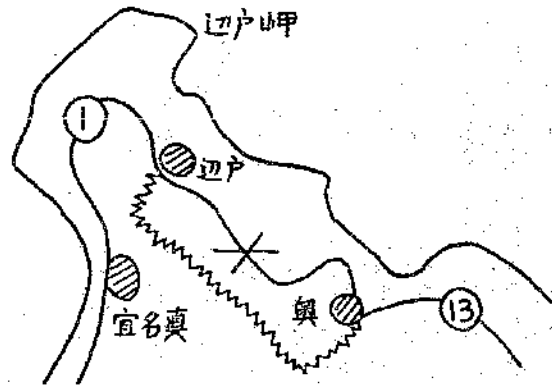
行政主席 大田 政作
政府道の供用開始

沖繩

路線名	終起 点	今回供用開始区間	既供用開始区間
一 号線	読谷村字大湾	国頭村字宜名真西原 三三三番地地先	読谷村字大湾
二 号線	国頭村字奥	国頭村字奥新田原六 九番地地先	国頭村字宜名真
三 号線	羽地村字仲尾次	本部町字渡久地与那 城原七五四番地地先	羽地村字仲尾次
四 号線	本部町字渡久地	本部町字渡久地与那 城原四番地地先	本部町字渡久地与那城原

国頭村辺戸奥

本部町渡久地



告示第十六号

無線従事者資格試験施行

無線従事者資格試験及び免許規則
（一九六〇年規則第一二五号）第十條
の規定による三月及び四月施行の無線
従事者資格試験（定期及び臨時）を次
のとおり施行する。
一九六二年一月二十六日

行政主席 大田 政作

一 試験の資格

第一級、第二級及び第三級アマチュア無線技士並びに第三級無線通信士

二 申請書の受付期間

二月十日から二月二十日まで（二月二十日までに到着したものに限る。）

三 施行地 那覇市

四 試験日割

第一級及び第二級アマチュア無線技士並びに第三級無線通信士

（一）予備試験

三月六日（火）

午前九時三十分から

第一級アマチュア無線技士
第二級アマチュア無線技士
第三級無線通信士

無線工学の基礎

午後一時から

第三級無線通信士 英語

（二）学科試験

四月二十四日（火）

午前九時三十分から

第一級アマチュア無線技士
第二級アマチュア無線技士
第三級無線通信士

電波法規
午後一時から

第一級アマチュア無線技士
第二級アマチュア無線技士
第三級無線通信士

無線工学の応用

（三）実技試験

四月二十五日（水）

午前九時三十分から

第一級アマチュア無線技士
第二級アマチュア無線技士
第三級無線通信士

電気通信術

2 第三級アマチュア無線技士

四月二十四日（火）

午前九時三十分から

国内電波法規

午後一時から 無線工学

四月二十五日（水）

午前九時三十分から 電気通信術

1 提出書類

（一）無線従事者資格試験申請書

（二）写真（申請前一年以内に脱帽し正面から上半身を写した台紙にはらない縦四五ミリメートル、横三五ミリメートル（ベスト半切判）のもので、裏面に申請の資格、生年月日及び氏名を記載したもの）一枚

（三）受験票送付用封筒（表面に自己の住所氏名を記載し返信用郵便切手をはったもの）

（四）試験手数料

第一級アマチュア無線技士は一

試験手数料

第二級アマチュア無線技士は一

試験手数料

第三級無線通信士は一

試験手数料

- ドル、第二級アマチュア無線技士は七十五セント、第三級アマチュア無線技士は五十セントに相当する収入印紙を申請書の所定欄にはつて（消印又は割印をしないこと。）納めること。
- 3 申請書の提出先
建設運輸局郵政庁電務課
- 4 申請上の注意
- (一) 申請書に記載する希望受験地は必ず朱書すること。
- (二) 受験地の変更は認めないこと。
- (三) 郵送の場合は、封筒の表面に必ず「無線従事者資格試験申請書在中」と朱書すること。
- (四) 二以上の資格の試験をあわせて申請した場合であっても、一の資格の時間内に他の資格の科目の同時受験は認めないこと。
- (五) 同一資格について二通以上の申請書を提出することを認めないこと。
- (六) 受理した申請書類はいつさい返還されないこと。
- 六 その他
- 1 試験場所の詳細は、受験票送付の際通知する。
- 2 試験（科目）の免除が行われる者に対してはその旨通知する。
- 3 試験日時は、場合により変更することがある。

計画局事項

主税庁告示第八号

煙草消費税法第三条第二項の規定により左記のとおり煙草納税済証印押捺省略を承認したので同法施行規則第一条第二項により告示する。

一九六二年一月二十六日

主税庁長 安次嶺隣才

一 煙草の種類
ドイツ製西切紙巻煙草

二 煙草の品名

GELBE SORTE REENTSMA

JUNO

ECKSTEIN No. 5

ASTOR

ASTOR (FILTER)

ERENTE 28

SENOUSSI

三 規格 式拾本入

四 包装要領

開封箇所「RYUKYU COVER-NMENT TAX PAID」の文字を印刷した青色の証紙を貼付してある。

経済局事項

計量法第百十四条の規定に基づいて、計量器定期検査の日時、場所及び区域を次のとおり定める。

一九六二年一月二十六日

行政主席 大田 政作

辞令

○琉球上訴裁判所辞令

三級法制職

検査日	検査場所	検査区域
至自 一九六二年三月二日	勝連村役所	勝連村 一円
至自 三月五日	コザ市役所	コザ市 "
至自 三月二日	美里村役所	美里村 "
至自 三月二日	石川市役所	石川市 "
至自 三月六日	与那城村役所	与那城村 "
至自 三月二日	読谷村役所	読谷村 "
至自 三月二日	具志川村役所	具志川村 "
至自 三月二日	北谷村役所	北谷村 "
至自 三月二日	宜野湾村役所	宜野湾村 "
至自 三月二日	嘉手納村役所	嘉手納村 "
至自 三月二日	北中城村役所	北中城村 "
至自 三月二日	中城村役所	中城村 "
至自 三月二日	西原村役所	西原村 "
至自 三月二日	浦添村役所	浦添村 "

(事務局庶務課法制調査官)

三級裁判所書記職(中頭巡回裁判所訟

廷課)に転任させる

裁判所書記官を命ずる
職務の等級行政職(三)等級十三号給を
給する

三級法制職

(事務局調査課法制調査官)

宮城 和敏

事務局庶務課法制調査官に配置換する

一九六二年一月十六日付

公 告

肥料取締法(一九五二年立法第四十八号)第九條第二項の規定により左記のとおり肥料登録の有効期間を更新したので本法第十三条の規定により、次のとおり公告する。

一九六二年一月二十六日

行政主席 大田 政作

A	一 登録番号 輪第九三号	二 肥料の名称 一八・〇過磷酸石灰	三 保証成分量	磷酸全量 一八・〇%	内可溶性磷酸 一八・〇%	内水溶性磷酸 一七・五%	四 輸入業者の住所及氏名 那覇市美栄橋町一ノ四六 大東糖業株式会社	社長 宮城仁四郎
B	一 登録番号 輪第九四号	二 肥料の名称 一六・五過磷酸石灰	三 保証成分量	磷酸全量 一六・五%	内可溶性磷酸 一六・五%	内水溶性磷酸 一六・五%	四 輸入業者の住所及氏名 那覇市美栄橋町一ノ四六 大東糖業株式会社	社長 宮城仁四郎
C	一 登録番号 輪第九五号	二 肥料の名称 二一・〇合成硫酸アンモニア	三 保証成分量	窒素全量 二一・〇%	内アンモニア性窒素 二一・〇%	内水溶性磷酸 一三・五%	四 輸入業者の住所及氏名 那覇市美栄橋町一ノ四六 大東糖業株式会社	社長 宮城仁四郎
D	一 登録番号 輪第九六号	二 肥料の名称 六〇・〇塩化加里	三 保証成分量	加里全量 六〇・〇%	内水溶性加里 六〇・〇%	内水溶性磷酸 一〇・〇%	四 輸入業者の住所及氏名 那覇市美栄橋町一ノ四六 大東糖業株式会社	社長 宮城仁四郎
E	一 登録番号 生第一二九号	二 肥料の名称 ビート肥料一号	三 保証成分量	アンモニア性窒素 六・五%	水溶性磷酸 一〇・〇%	水溶性加里 六・五%	四 輸入業者の住所及氏名 那覇市美栄橋町一ノ四六 大東糖業株式会社	社長 宮城仁四郎
F	一 登録番号 輪第九七号	二 肥料の名称 四六・〇尿素	三 保証成分量	窒素全量 四六・〇%	輸入業者の住所及氏名 豊見城村字根差部七二〇番地 琉球肥料株式会社	輸入業者の住所及氏名 豊見城村字根差部七二〇番地 琉球肥料株式会社	四 製造業者の住所及氏名 南風原村字兼城五五一番地 第一農薬株式会社	社長 伊佐 真一
G	一 登録番号 輪第九八号	二 肥料の名称 二一・〇硫酸アンモニア	三 保証成分量	窒素全量 二一・〇%	内アンモニア性窒素 二一・〇%	内水溶性加里 六・五%	四 製造業者の住所及氏名 南風原村字兼城五五一番地 第一農薬株式会社	社長 伊佐 真一
H	一 登録番号 製第十五号	二 肥料の名称 シンメル粉剤二五	三 保証成分量	窒素全量 二一・〇%	内アンモニア性窒素 二一・〇%	内水溶性加里 六・五%	四 製造業者の住所及氏名 南風原村字兼城五五一番地 第一農薬株式会社	社長 伊佐 真一
I	一 登録番号 製第十六号	二 肥料の名称 シンメル粉剤一七	三 保証成分量	窒素全量 二一・〇%	内アンモニア性窒素 二一・〇%	内水溶性加里 六・五%	四 製造業者の住所及氏名 南風原村字兼城五五一番地 第一農薬株式会社	社長 伊佐 真一
J	一 登録番号 製第十七号	二 肥料の名称 シンメル粉剤一七	三 保証成分量	窒素全量 二一・〇%	内アンモニア性窒素 二一・〇%	内水溶性加里 六・五%	四 製造業者の住所及氏名 南風原村字兼城五五一番地 第一農薬株式会社	社長 伊佐 真一

三 製造業者の氏名及び住所 南風原村字兼城五五一番地 第一農業株式会社 社長 伊佐 真一	四 製造場の名称及び所在地 全 右	一 登録番号 製第十七号 二 農薬の種類及び名称 リンデン粉剤一 製造業者の氏名及び住所 南風原村字兼城五五一番地 第一農業株式会社 社長 伊佐 真一	三 製造業者の氏名及び住所 南風原村字兼城五五一番地 第一農業株式会社 社長 伊佐 真一	一 登録番号 製第十九号 二 農薬の種類及び名称 ダイセン水和剤 製造業者の氏名及び住所 南風原村字兼城五五一番地 第一農業株式会社
四 製造場の名称及び所在地 全 右	一 登録番号 製第二十号 二 農薬の種類及び名称 セス粉剤三 製造業者の氏名及び住所 南風原村字兼城五五一番地 第一農業株式会社 社長 伊佐 真一	四 製造場の名称及び所在地 全 右	○支配人代理権消滅 一 支配人の氏名及び住所 平良市字西里百八拾番地 赤 嶺 武 一 主人の氏名及び住所 那覇市字松尾式拾五番地 大衆金融公庫 一 支配人を置きたる場所 平良市字西里式百四拾番地の式 一 登記事項 志九六老年拾月志日支配人赤嶺武 を解任した 右志九六老年拾月式拾八日登記 宮古法務支局	○支配人選任 営業を為さしむために志九六老年拾 志月志日支配人を選任した 一 登記事項
支配人の氏名及び住所 平良市字西里六百番地 糸数 昌浩 主人の氏名及び住所 那覇市字松尾式拾五番地 大衆金融公庫 支配人を置きたる場所 平良市字西里式百参拾六番地 右志九六老年拾月式拾八日登記 宮古法務支局	○合資会社設立 一 商号 合資会社日香里商事 一 本店 国頭郡久志村字辺野古百 九拾六番地 一 目的 一 繊維製品の輸出入買 易業 二 既製品の輸出入卸小 売販売業 三 各種洋服類の仕立 その他これに附帯す る一切の業務 一 代表社員の氏名 比嘉 利盛 一 社員の氏名住所出資の目的価格及 び履行をなした部分及び責任 国頭郡名護町字名護六百四拾番 地 一金式千弗也 全部履行 無限責任 比嘉 利盛 那覇市字大道九拾五番地 一金式千弗也 全部履行 無限責任 比嘉 利盛 国頭郡名護町字名護千参百拾番 地	一 商号 合資会社日香里商事 一 本店 国頭郡久志村字辺野古百 九拾六番地 一 目的 一 繊維製品の輸出入買 易業 二 既製品の輸出入卸小 売販売業 三 各種洋服類の仕立 その他これに附帯す る一切の業務 一 代表社員の氏名 比嘉 利盛 一 社員の氏名住所出資の目的価格及 び履行をなした部分及び責任 国頭郡名護町字名護六百四拾番 地 一金式千弗也 全部履行 無限責任 比嘉 利盛 那覇市字大道九拾五番地 一金式千弗也 全部履行 無限責任 比嘉 利盛 国頭郡名護町字名護千参百拾番 地	一 商号 合資会社日香里商事 一 本店 国頭郡久志村字辺野古百 九拾六番地 一 目的 一 繊維製品の輸出入買 易業 二 既製品の輸出入卸小 売販売業 三 各種洋服類の仕立 その他これに附帯す る一切の業務 一 代表社員の氏名 比嘉 利盛 一 社員の氏名住所出資の目的価格及 び履行をなした部分及び責任 国頭郡名護町字名護六百四拾番 地 一金式千弗也 全部履行 無限責任 比嘉 利盛 那覇市字大道九拾五番地 一金式千弗也 全部履行 無限責任 比嘉 利盛 国頭郡名護町字名護千参百拾番 地	一 商号 合資会社日香里商事 一 本店 国頭郡久志村字辺野古百 九拾六番地 一 目的 一 繊維製品の輸出入買 易業 二 既製品の輸出入卸小 売販売業 三 各種洋服類の仕立 その他これに附帯す る一切の業務 一 代表社員の氏名 比嘉 利盛 一 社員の氏名住所出資の目的価格及 び履行をなした部分及び責任 国頭郡名護町字名護六百四拾番 地 一金式千弗也 全部履行 無限責任 比嘉 利盛 那覇市字大道九拾五番地 一金式千弗也 全部履行 無限責任 比嘉 利盛 国頭郡名護町字名護千参百拾番 地
一金五百弗也 全部履行 有限責任 比嘉 昌一 全郡全町全字参百五番地 一金五百弗也 全部履行 有限責任 山川美津子 右志九六老年拾月拾六日登記 宜野座登記所	正 誤 ○一九六一年十二月十五日付公報第百 号登載の「郵便貯金規則の一部を改 正する規則(規則第百五十一号)」 中、誤植があるので次のように訂正 する。 (郵政庁貯金課)	正 誤 ○一九六一年十二月十五日付公報第百 号登載の「郵便貯金規則の一部を改 正する規則(規則第百五十一号)」 中、誤植があるので次のように訂正 する。 (郵政庁貯金課)	正 誤 ○一九六一年十二月十五日付公報第百 号登載の「郵便貯金規則の一部を改 正する規則(規則第百五十一号)」 中、誤植があるので次のように訂正 する。 (郵政庁貯金課)	正 誤 ○一九六一年十二月十五日付公報第百 号登載の「郵便貯金規則の一部を改 正する規則(規則第百五十一号)」 中、誤植があるので次のように訂正 する。 (郵政庁貯金課)

頁	段	行	誤	正	備考
1	4	8、11			各行とも 二字下げ
3	2	5			一字上げ
"	"	後から11	その事実を認めるに 定る	その事実を認めるに 足る	訂正
"	4	1	第六十条 法第六 十条…	第六十条 法第六 十条…	削る
4	3	15	変更があつたとき 又は、代表者	変更があつたとき 又は代表者	"
"	4	10	第六十二条の次の ように改める	第六十二条の次の ように改める	訂正
"	"	11	(甲)種団体貯金の 取扱の請求	(乙)種団体貯金の 取扱の請求	"
5	2	1	第六十四条の次の ように改める	第六十四条の次の ように改める	"
"	"	15			一字上げ
"	3	後から1			"
6	2	後から2	第四章を削る	第四章を削る	挿入
10	2	14	名義団体取扱貯金で	名義団体取扱貯金は	訂正

○一九六一年十二月二十六日付公報第
百三号登載の「海難審判委員会事務
章程」(海難審判委員会規則第一
号)「中、誤植があるので次のよう
に訂正する。

(海難審判委員会)

頁	段	行	誤	正	備考
5	3	18	個々事件	個々の事件	挿入
6	1	1	かつ、整理する。		削る
6	1	23	遅滞なく	遅滞なく	訂正

○一九六二年一月十二日付公報第四号
登載の「漁業調整規則の一部を改正
する規則(規則第一号)」中、脱

落、誤植があるので次のように訂正
する。

(経済局水産課)

発行所

内務局文書課

— 晩印刷社印行 —